

難しい平等—イタリアにおける女性の労働市場参加 及び解決が望まれる家事と労働の問題

序文

「1980年代から1990年代にかけて、社会不平等が進み、失業が広がりを見せたこともあり、男女平等の問題はもっぱら無視されがちでしたが、こういった状況の背景には、社会における女性の位置付けが急激な変化に見舞われたことや男女不平等な取り扱いを良しとしていた古い法規が廃止になったことも挙げられます。しかし、一定の改善が確かに見られたにもかかわらず、様々な変化が複雑な形で現れる中、本当の男女平等が到来するまでの道のりはまだまだ遠く、色々な変化が現れるにしても、それは単に一直線的なものではなく、改善が得られた時でも、女性に対する弾圧をより重くする邪悪な効果がそれに伴うこともあります。この中で、女性の社会的な位置付けは、完全に矛盾している側面を呈したり、複数の展開へ変貌しかねない可能性を秘めたりしています。その理由は、ここ数十年の間に確かに一定の進歩が見られましたが、男女平等は未だに不完全で脆弱なままであり続けるからです」。この見解はフランスの状況について述べられたものです^(注1)。ところが、イタリアの状況にも見事に当てはまります。実際、教育における男女のギャップは少なくとも20年前から埋められ、むしろ、若い世代では、学習のあらゆる分野で女性の方が優秀な成績を誇っているのですが、経済や政治の場で意志決定の過程における女性の参画は、依然として最低ラインで推移し続けています。しかも、フランスと違って、イタリアにおいて女性の社会参画や男女平等と言う問題は、依然として政治のテーマとして論じられていないばかりか、わずかな関心しか集めていません。日常生活の営みにおいても、福祉サービスの提供を含む家庭へのサポートの面でも、イタリアの女性はフランスの女性より不利な状況を余儀なくされています。より広い観点でいえば、子供を育てる上で、イタリアの親はフランス人より少ない経済的なサポートしか受けていません。その結果として、イタリア人の女性の就業率と出生率は、フランス人よりどころか、世界的なレベルから見てもかなり低いものです。

実際、70年代の終わりまで、先進各国で女性の就業率と出生率は反比例的な関係にあり、就業率が高いほど、その分、出生率が低かったのですが、90年代の終わりころには、状況はもう変わっていました。今日、女性の就業率の高い国々（ヨーロッパの場合はスカンジナビアの三カ国やフランスなど）であくまでも代替率(livello di sostituzione)より依然として低いにしても、高レベルの出生率が見られています。その反面、女性就業率の低い国々では出生率も低いのです。矛盾しているようにも見えるこの状況の原因は、女性が要求を強めている高レベルの男女平等にまだまだ程遠い文化的・社会的な枠組みに見出

(注1) BIHR e. Pfeeffkorn, 2002年参照

すことができます。それと共に、幼児の保育や老人の介護の負担をもつばら家族や男女区別に基づく家庭内の分業に押し付ける社会では、仕事などへのコミットメントと家庭の責任を両立させるための調整の手段が不足しているところにもあります。このような環境で、仕事か出産かの選択はあまりにも二者択一的な性格を帯びています。むしろ、二人以上の子供を生むのはとても手の届かない贅沢なことにすらなってしまいます。勿論、出産の選択はひとえに女性の置かれている状況によってのみ決まるものではありません。子育ての補助が無いだけではありません。例えば、男女を問わず子供がより長く実家に残り、多くの場合、経済的に両親に依存していることと、若い男性にとってもますます不安定になってきた労働市場へのアクセスの条件が変化したことも挙げられます。無論、各個人が子供は沢山ではなく、一人だけ生むと言う選択を、倫理上非難すべきでもなければ、正当性に欠けているという結論を出すことも出来ません。ここで問題にされているのは、男女不平等が、こうした行動パターンや判断を決定付ける様相になるということです。職業訓練過程や、労働市場、政治の場などの、重要な意思決定が下されるプロセスにおいて直接的に、又、間接的に行われる差別的な取り扱いというレベルで充分、分析できるものです。しかし、家庭内組織と言う観点からも、それから、多くの労働・社会政策を形作り、家庭内組織から派生する明白な、又は、内在的な前提のレベルでも分析できます。ここに、特に3つの現象を分析することにします。一つ目は、イタリアで依然として存在し続けている家庭内責任と女性の労働市場への参加を関係付ける負の結びつきです。二つ目は、介護及び幼児と弱った老人を特に対象とする介護サービスの諸政策です。最後に、女性の労働市場参加を目指した諸政策及び家庭内責任と労働参加の調整を目指した諸政策です。

1. 依然として男女に極めて不平等な家事の分業

イタリアでは、ここ数年間失業率が下がった要因として女性の就業が拡大しているのですが、それにも拘わらず、依然としてヨーロッパ諸国と比べて低い女性就業率を呈しています。同時に、多くの女性は最初の子供が生まれる時に、又、時として、結婚の際に、仕事を辞めます。(表1参照)

表1. 家庭事情を理由に少なくとも一回仕事を辞めた25歳から54歳までの子持ちの妻(年齢、理由、子の数別)

理由	年齢		
	25-34歳	35-44歳	45-54歳
一人の子の場合			
結婚	6, 8	5, 7	7, 7
最初の子が出生	15, 7	13, 5	16, 9
その他の家庭事情	5, 4	7, 0	9, 3

二人の子の場合			
結婚	8, 7	5, 8	10, 3
最初の子が出生	18, 4	13, 6	15, 4
二人の子が出生	13, 8	11, 1	12, 0
子の出生	25, 2	19, 4	23, 0
その他の家庭事情	7, 1	6, 6	9, 7
三人以上の子の場合			
結婚	(a)	(a)	10, 8
最初の子が出生	(a)	(a)	12, 9
二人以上の子が出生	(a)	(a)	14, 3
子の出生	(a)	(a)	22, 3
その他の家庭事情	(a)	(a)	10, 2

(a) は統計学上、無意味なデータ

出典：ISTAT 2000a、478ページ、表10.8

家庭事情による理由で一時的に、或いは暫定的に仕事から離れる女性の割合は、どのグループを見てもとても似ています。若年齢層では、「結婚」の理由は低くなりますが、「子の出生」は高くなります。ISTAT 2002年「労働力 (FORZE DI LAVORO)」の最新データによると30歳—39歳の層では、未婚女性の活動率 (TASSO DI ATTIVITA) は89.7%で、同年代の男性のそれにとっても近いです。子供のいない既婚女性の場合11ポイント近く下がり、子持ちのケースですと、さらに23ポイント下がりますので、後者の活動率 (TASSO DI ATTIVITA) は56%になってしまいます。「子供の数」でさらに詳しく見ますと、一人の子供を持つ女性なら、就業率は62%なのに対し、二人の子供の場合は49%となり、三人ですと、35%まで下がります。

逆に、活動率 (TASSO DI ATTIVITA) が下がりますと、子持ちの既婚女性は、男性よりだけではなく、子供のいない女性よりも失業率が高くなります。従って、家庭の責任により、労働市場に残ることや仕事を持ち続けることや職を失った後に再就職すること等の可能性がどんどん削られて行きます。このように家庭責任がもたらすマイナス効果のインパクトは、イタリア中部・北部に住み中高度の教育を受けた女性よりも、イタリア南部に住み教養度の低い女性にとってとりわけ大きいです。いろいろな研究で明らかなように、就職の機会や社会的な地位を改善するという意味で、男性と比べた場合、教育というファクターは女性にとってより重要です。事実、教育は、その他の条件がイーブンになった場合、目指す職種や労働市場に残る可能性に影響を及ぼします。イタリア中部・北部に住み高度の教育を受けた女性たちにとって、そうでない女性よりも、家庭生活の全サイクルに渡って労働市場に残ることがより容易です。これは、同等かそれ以上の所得を得ている男性と結婚していることもありますし、ケアサービスを購入する余裕を持ち、雇い主から高額投資

の対象になっている為です。出産に当たり、仕事を辞めると言う選択は一時的なものと考えられます。ところが、研究データなどを見ますと、特にイタリアでは、男性よりも女性の場合、しかも家庭の責任を負っている、とりわけ教育程度の低い女性にとって、これは大きなリスクを伴う決定です。労働市場から離れる期間が長ければ、再就職はそれだけ難しくなります。(Schizzerotto 2002)。1998年にイタリア労働省が行った研究(ISTAT2000a, 478-479ページ)によれば、出産を理由に仕事を辞めた女性の多くは保障期間中、すなわち産休中に、そうしたと言う結果が明らかになりました。この状況は未だに続いています。1991年-1995年の間、年1万2千件を数え、1998年にはおよそ1万4千件に上りました。1998年の数字は、一歳未満の子供を持つ会社勤めの全女性労働者数の10.5%に当たります。最も高い比率は、北部各州で見られました。ヴェネト州で20パーセントに達し、ロンバルディア州やトレンティーノ・アルトアディージェ州でおよそ18パーセント、エミリア・ロマーニャ州、トスカーナ州、フリウリ・ヴェネツィアジュリア州はおよそ15パーセント。恐らく一見意外とも思われる、この現象にはいく通りかの説明が出来るでしょう。例えば、この女性たちの内、少なくとも一部は、就職の際に、白紙の退職願に強引に署名させられ、妊娠したときにその退職願が、本人の不利になるように利用されてしまったことでしょう。しかし、何人かの女性たちは、色々と複雑な状況から生じる両立不可能な責任に追われたり、親戚からプレッシャーを受けたりして、保障期間中に既に仕事を辞めたことでしょう。ISTAT(2000b)の最近の出生調査でも、子を産む前に仕事をしていた母たちの2割は無職となり、1割程度は職を変え、7パーセントはパートの仕事に従事していることが明らかになりました。

女性にとって家事と仕事の両立を困難にする様相として、厳しい労働時間と適切なサービスの提供が無いことだけではありません。家庭内の行動パターン、とりわけ、配偶者や子の父親たちの期待などもあります。13年前にISTATが最初に行った「時間の利用に関する調査」(ISTAT 1993)から得られたデータでは、家事と勤務先の仕事の合計で、家事責任を負う女性たちは男性と比べて、平均して一日で一時間多く働いていると言う結果が出ました。この差は、時間利用に関するいくつかの問いを含む、ISTATが1998年に行った「家族・社会構成員・幼児期の状態」と言う調査でも裏付けられました。2003年に行われた同じ調査の最新のデータは未だ発表されていませんが、イタリア銀行が2000年に「家庭所得調査」のなかで挙げた推計では、家事責任を負う女性労働者は、無償で行われる家事の為に男性のおよそ倍の時間を費やしています。女性の週29.3時間に対して、男性は12.3時間です。従って、女性は、一日の有償労働時間が男性より平均して短く(女性の週35.5時間に対し、男性は43.1時間です)、通勤時間も短いにもかかわらず、労働時間の合計はもっと長いです。男性の週53.6時間に対して、女性は64.8時間です。その結果として、家事責任を負う会社勤めの女性たちは、有償・無償を合わせると年間を通じて、男性よりおよそ2ヶ月分も余計に働いています。家事労働の負担が大きいと言うことは、その分、休養の時間が減るばかりか、有償労働の時間も縮まり、通勤距離や労働

時間などとの係わり合いもあり、職種の選択肢も狭まってしまいます。一方、雇い主から、あまり頼りにできない、コストのより高い労働力として見なされるというリスクが伴います。家事の仕事と言っても、特に重い負担として申し掛かるのがケアの仕事です。長い時間を要求され、とりわけ、幼児や体が弱って障害もある高齢者の為の介護サービスなどの提供不足のため、その責任をなかなか第三者に任せられないからです。

2. 子供のためのサービス：供給は増加しているものの、まだ需要に追いついていない

イタリアにおける子供のためのサービスは、ゼロ歳児—2歳児の託児所と3歳児—5歳児の幼児学校の2段階があります。幼児学校は、義務教育体系には組み入れられていないものの、ほぼ全国的に設置され、該当年齢の子供の8割以上が通っています。開校時間は、地域や設立形態（国立、市町村立、協定校）によって異なり、両親ともに働いている家庭にはやりくりの問題が生じることもあります。通常は午前8時—9時から午後4時—5時までです。より年齢の低い子供の状況は全く異なります。最新のデータでは、公立・私立の託児所を含めた2000年のカバー率は7.4%で、1992年の5.8%と比較して2%未満の増加に過ぎませんでした（出典：Centro nazionale di documentazione e analisi per l'infanzia e l'adolescenza, 2000）。これは、とりわけ私立の託児所について過少評価されているとの研究者の指摘はあるものの、この年齢層の子供をもつ母親たちの労働市場参加率を考えると極めて低いものです。それは、1998年のイタリア中央統計局（ISTAT）のIndagine Multiscopo” Famiglia, soggetti sociali e condizioni dell'infanzia”のデータによると、1990年代後半で全国平均約47%、5年前と比べて5%の増加でした。仮説として言えるのは、考察対象の時期の女性の就業率の増加抑制の原因には、乳幼児に対するサービス供給の少なさがあり、こうしたサービスは規定があると言うより例外的なものにとどまっているに過ぎないことです^(注2)。しかしながら、これは部分的な説明にしかありません。と言うのは、片親もしくは両親ともに仕事を持っていても、託児所に預けられてもいないし、申込者リストや待機者リストにも載っていない一定数の子供が存在するからです。事実、表4のデータからは、需要の少なくとも2.5%ほどが満たされていないと推定されます。つまり、託児所に申込みを済ませたこども4人のうち、3人分しか席がないのです。しかし、この推定も、潜在的な需要からすると極めて低いのです。

多くの親は、単に定員が不足しているとか、待機者数が多いとの理由で申込みをためらうのです。また、（幼児学校や子供が病気の時でもみてくれると言う利点のあるベビーシッターと比べて）費用がかかり過ぎると考える親もあります。個別の需要に対するサービスなので、保育代の総額は家族の収入の多寡によって異なります。トリノやミラノのような都市におけるもっとも高い保育代は、半数近くの子供がそれだけ払っているのですが、新米教師の月給の三分の一ほどにもなります。

(注2) 託児所の供給が女性労働力に与える効果については、Addabbo e Olivier, 2003を参照。

しかしながら、多くの親は祖母やベビーシッターなど、託児所以外の解決策を選択しているようです。こうしたテーマでの 1998 年の Indagine Multiscopo の統計は、Centro nazionale di documentazione e analisi per l'infanzia e l'adolescenza の推計よりも高い^(注3)、約 5% の需要が満たされていないことを明らかにしているのですが、託児所に子供を預けない母親の半数近くが別の解決策を選択していることも示唆しています。また、預けている母親の中にも、もし出来ることなら、家族に任せることを選ぶだろうとするひとたちが、少数ながら 29% もあるのは見逃せません。

こうした統計を読むには、一定の慎重さが求められます。と言うのは、家族でどの解決策を選択する理由には恐らく、託児所に預けた場合の経費的負担や制度的制約も、とりわけ定員が少なく、親の就労時間が託児所の開所時間と全く合わなければ、影響してくるからです。しかしながら、統計に表れた託児所の需要は、こうした理由や、祖母を初めとする家族による世話が期待出来るとの理由もあって、理論的な潜在的需要よりもはるかに低くなっていることに疑いはありません。一方、ベビーシッターや他の形態の在宅サービスに頼ることは遥かにまれです。年代別に比較対照出来る統計はありませんが、1990 年代初頭では、こうした解決策を選択し、それに依存する可能性はもっと高かったと思われます。ここで、託児所を選択するのは、より若くより教育のある母親が多く、需要は供給と共に増大することを考えると、質の良い、コストを抑えたサービスの供給増大は、現在は表に出ていない需要を促進し得るとの仮説を立てることが出来ます^(注4)。また、大量の若い祖母たちは、そのますます多くがより長期間、労働市場に止まるようになったので、最早、孫たちの世話をフルタイムでは出来ないとの理由もあります。実際、同じく Indagine Multiscopo の調査では、10 年前と比べて孫の世話をする祖母の割合が高くなっているのは事実としても、全面的にするケースは減っています。また、働く母親たちは、子育てサービスもより充実している中部・北部イタリアでは、自分の家族・親族のサポートをより多く得ています。一方、南部イタリアではそうしたサポートは少ないです。また、南部では子育てサービスが少ないばかりか、その働く母親たち自身、高齢の女性世代を初めとする家族・親族の世話を求められているのです。南部では、高齢者の健康状態は平均的に劣っ

^(注3) 事実、地域調査を見れば、待機者リストについて行なわれたものも、直接、母親に対して行なわれたものも、託児所の供給と需要の実質的な差は遥かに大きいことが分かるであろう。例えば、広範囲の家族を対象にローマで実施されたサンプル調査では、35.4% の需要が満たされていないと推定される。この調査では、それよりやや少ない 33.5% が家族による解決策を選択しているとしてもである (Zanatta 2002)。その他のケースでは、公立の託児所に預けないのは、より便利な民間の施設があるとか、より頻繁にあるのは、託児所の質を疑問視しているなどの理由による。

^(注4) I R P がイタリア人の家族政策についてのイタリア人の選択について定期的実施している調査では、託児所の需要が次第に高まっていることを示している (Palomba 2000)。

ています。ですから、南部の女性の就労は、労働市場での機会が限定されているばかりか、同居家族や親族の世話をするとする過度の負担のために、一層難しいのです。

一般的に、現在の中年女性たちは、とりわけ子育ての期間、就業率は低かったのですが、フルタイムで手助けをしてくれる祖母たちがいました。ところが若い世代の女性たちは、いくつかの点でそれとは反対の状況にあります。それは、祖母たちが少ないからではなく、規則的かつ継続的に孫の面倒を見ることが出来ないからです。若い母親たちの就労の増加と祖母たちのフルタイムでの協力体制の低下は、今後、保育サービスの需要を拡大し、安定した供給の増加をもたらすこともあり得ます。しかしながら、現時点では、内輪の家族ベースでの具体的な協力体制と結び付いたケアの選択は、公的サービスの需要を減らすばかりか、それにブレーキをかけることになっています。これは、女性労働力の需要に、この分野で潜在的に創出可能な数をどれだけ減らしているのかと言う点で、影響を及ぼしています。付け加えて言えば、待機者リストの存在は、優先順位表作成のために「必要度」を判定するという手続きがあるので、需要にとってもう一つのマイナス要因となります。と言うのは、託児所に預けられる子供たちは、(貧しいとか、社会的に孤立しているとか、あるいは片親であるとか、母親が何らかの適性を欠くなど) 何らかの点で問題を抱えている家庭からやってくるものが過度にあつたり、子供たち自身が障害者であるなどの問題があるので、託児所と言うものが「普通の」子供たちの「普通の」親たちにとって、あまり魅力がなくなってしまうからです。その当否は別としても、普通の親たちは、自分の子供たちも偏見をもって見られたり、幼い頃から人間関係の難しさと言う重荷を負いかねないことを恐れています。託児所がより広く、普遍的に供給されれば、子供が育つのにふさわしい場所としての認知が高まり、もっと高い保育代を払える層を拡大すれば、経営的にも楽になるでしょう^(注5)。

1997年の法律285号の成立もあり、最近年のより多様性と柔軟性に富んだ乳幼児に向けたサービスの進展は、教育的なコンテキストや専ら家族内では限らない一般の社会的コンテキストにおいても、つまり間接的には託児所についても、より肯定的なビジョンを築くことに貢献し得るものです。たとえ、こうしたサービスが、両親共に、あるいは片親だけが、フルタイムで働いている家庭の需要を満たすことにはなっていないとしてもです。

こうした遅々とした進展は、労働市場の変化にも対比しています。特に、基本的には小さな子供の親の年齢層である若い世代は、過多とも言えるほどに不定期雇用契約下にあります。このことはなかならずく、お墨付きの正規雇用契約がないためだけでなく、時間の都合も合わなかったりするので、公的な託児所サービスへのアクセスのネックとなっていま

^(注5) こうしたタイプの好ましくない影響の存在は、例えば、トリノ市の福祉についての調査でははっきり浮かび上がっており、色濃く再配分的な様相を呈している (Negri e Saraceno 1999 を参照)。

す。こうした労働者は（女性とつけた方が良いでしょうが）、雇用労働者ではなかったり、零細企業の従業員だったりするので、企業ベースの組織的なサービスからは（そうした組織化は最近、全国社会基金からの融資で助成されているのですが）、自動的に排除されてしまうのです。乳幼児の世話を手を貸せる家族がいるにせよ、手頃な料金での質の高いサービスが受けられるにせよ、こうしたことは母親たちが労働市場に参加するかどうかの決断を下すにあたって、決定的な要因のひとつになることは明らかです。しかしながら、学校の時間編成も、少なくとも義務教育の全期間、重要な役割があります。こうした観点からすれば、小学校や中学校の授業時間は、働く親たちにとって配慮にみちているものとは到底言えません。子供たちは、昼食のために帰宅しますが、午後ともなると、週何時間かはあるものの、活動プログラムがないのです。午後も授業のある学校は、中部・北部の大都市で広まっているだけで、小学校児童の半分ほどがこのシステムを利用しています。一般論として言えることは、労働政策と教育政策の間の制度的調整は伝統的になかったし、今なおないことです。それは、学校－労働の移り変わりについてばかりでなく、労働者や親としての大人の時間割の調整についてもです。今日なお、授業時間の問題は、家庭の責任と仕事での責任の両立を図るレベルで、全く議題にすら取り上げられていません。それはまるで、家庭の責任は小学校の入り口で終わるかのようです。

3. 高齢の弱者や非自立者のケア：家族だけの責任か？

イタリアにおける病院以外の在宅や居住型施設にいる高齢者のケア・介助サービスはいまだ大幅に需要を下回っており、必ずしも質が高くなく、私立であれば非常に費用が高いのです。弱っている高齢者の多くは、自身も高齢であったり、往々にして弱っている配偶者もしくは親族の介護を受けています。そうした親族はほとんど女性で、娘あるいは嫁が、親の家もしくは自分の家で介護しているのです（Castiglioni 2002, Buratta e Criallesi 2002）。高齢者用施設・レジデンスには、最早、在宅ケアでは追いつかないほど深刻に非自立度の高い高齢者のみが、もしくは面倒を見られる家族がいない高齢者が入所しており、入所待機者の長いリストがあります。多くは未認可で、利用形態・料金もまことにさまざま、あらゆる監督の枠外に置かれている、そうした民間のケアサービス市場が伸びているのは偶然ではありません。

このような状況があるので、一般的な社会的・家族的な予測通り、近親者にとっても弱っている高齢者がいると、それは女性が仕事を辞める原因のひとつにしばしばなります。とりわけ、その女性が仕事で得る収入が少なく、有料の部分的介護サービスを頼む費用をまかなえない場合です。多くの市町村では近年、在宅サービス（大概、面倒をみることができそうな家族のいない高齢者のためですが）や有料の介護を頼めるサービス引換券と共に、親族による介護労働に対し、まだ低所得者に限定されていますが、何らかの形での報償金（ケア手当）を導入しました。これは、間接的ながら、介護労働をしたひとの経済的コストを認めることであり、低所得家庭の女性たちに対し、年金受給権は伴わないもの

の、こうした負担をするように奨励することにもなります。もっとも、そうした女性自身が将来、高齢になり弱った時には、自分で使える金銭的余裕がないとか、とても少ないのではとの危惧はあります。雇用労働関係にあつて家族の世話をするものについては、家族の介護休暇についての 2000 年の法律 53 号は、高齢の親も含めて、重い病気や障害のある家族の介護をするために無給の休暇を利用出来るシステムを導入しました。ただし、障害のあるひとが子供だった場合にのみ、2001 年予算法以降、この休暇を利用する労働者は、最大 2 年間、社会年金に相当する手当を、家族資産の審査があるものの、受けることが出来るようになりました。

4. 90年代における家庭と仕事の両立を支援する法律改善について

介護責任の再分担はサービスだけでなく、職種別や家庭での責任分担という議論にまで及びます。これらはおのずと法的拘束の対象範囲ではありません。しかし職業規定や休暇に関する規定は均等ではありません。これらの規定は従来の職業分担を固定化し、あるいは逆にとってみれば、そこに人々の意思が働けば改革を促すこともできます。EU 指令（Zanatta 法、2002 年）によって促された、90 年代後半の重要ないくつかの法的改革は、このような方向へ進みました。中でも二つの法令を取り上げられることができます。夜間勤務を規定する 1999 年の法律第 25 号と介護休暇を規定する 2000 年の法律第 53 号です。これらとは逆の方向へ働くという意味で、別の観点からもうひとつ加えなければならないのは、パートタイム労働を規定する法律です。

4.1 夜間労働を規定する 1999 年の法律第 25 号及び介護休暇を規定する 2000 年の法律第 53 号：父親も育児責任を負うことが明記される

この 1999 年の法律第 25 号は夜間労働を規定する EU 指令の国内実施法です。女性の夜間労働を禁止する以前の規定を排除すると同時に、性別とは関係なく、幼児をもつ父親と母親に対する優遇的措置を含めています。この法律は 3 歳までの幼児をもつ父親また母親に夜間労働を拒否できる権利を認めた上で、事実上、幼児に対し性別を問わず両親の育児責任を明記するものです。

2000 年の法律第 53 号では、家庭と仕事の両立及び男女での役割見直しという 2 つのテーマが中心に置かれています。法律の成立前には、長年にわたる提案や公的キャンペーンがあったのですが、この法律も二つの EU 指令（96/94 Cee の指令、92/85 Cee の指令及び 92/24 Cee の勧告）の国内実施法です。従来の規定を拡大した 1971 年の法律第 1204 号と父親の部分的育児休暇の容認を盛り込んだ 1977 年の法律第 903 号の中で規定された出産休暇の主要な革新部分は以下の通りです。

- a) 従来の 5 ヶ月間の義務的な出産休暇のフレキシブルな配分が可能になったこと。この規定により、特に出産前の休暇を短縮し、産後休暇を伸ばすことが可能になった。
- b) 母親の勤務形態及びオプションでの休暇利用の有無に関係なく、父親は独自の休暇の権利を有することを明記。父親が最低 3 ヶ月の休暇を取れば、夫婦合わせてプラス 1 ヶ月の

合計 10 ヶ月間になる。

c) オプショナル休暇はよりフレキシブルに利用できるようになった。と言うのは、夫婦で共有できるだけでなくヴァーティカルなパートタイムでも取れる、又、子供が 8 歳に達するまで利用できるようになったからである。つまり、これによって子供のケアや育児に伴う親の存在は 1 歳を過ぎてからも必要だと認められた。

d) 3 歳になるまでの子供の病気のための休暇の制限撤廃（しかし有給には限度はある）。

e) 他の家族理由による休暇の導入（配偶者及び他の家族構成員の死亡や重病など）。非同居人であっても、自立生活に著しく支障のある家族構成員の介護責任を有する労働者は、保険の適用される 1 ヶ月につき 3 日までの休暇を取得出来る（仕事のポストを保持する権利のある、1 年間の無給休暇も取得出来る）。

f) 雇用者が提供する教育研修参加以外の、勉強のための無給休暇の取得が出来る。

g) 家庭と仕事の両立を支援する時間割や組織編制を取り入れている企業への助成金（フレックスタイム、“時間の銀行”、一時的なパートタイムへの勤務形態変更など）。このための資金の最低 50% は、中小企業に当てなければならない。こうした中小企業は、一時的あるいは度重なる欠勤に対処するのが非常に難しく、また女性の労働力が集中しているからである。

h) 市町村を初めとする地域の公共機関の「運用時間」（労働者の日常生活を円滑にするための、交通手段を含む公共及び民間サービスの提供時間）調整の責任。これは、さまざまなサービス提供時間の調整計画のことで、その策定は関係者すべてに開かれた調整方式によって成すべきであり、その監督責任は州政府に委ねられる^(注6)。

以上、非常に複雑な法律であり、企業側にとっては組織上及び管理上の課題も残されています^(注7)。しかし、同法はとりわけ二つの点で非常に重要です。第一に、男女労働者に対し、より広範囲な、より「優しい」フレキシビリティを取り入れています。第二に、女性に家庭での負担が増大しても離職せず、又、集中的に長期休暇を取らないように促しています。同時に父親・母親間の責任の再分担を促し、職場と家庭の両立を、女性特有のネガティブなものではなく、働く者にとって人生の当たり前のこととして捉えることを間接的ながら応援しています。

しかし、上記法律導入後のデータはありません。それは同法が新しくあまり周知されていない法律であるからだけでなく、信じがたいことですが、中央で電子化的に管理された統一アーカイブのシステムが存在しないからです。そのため、従来から、外国との比較では、休暇の取りかたについての体系的なイタリアのデータはないのです。このことは、一

^(注6) 1990 年の法律第 142 号によって、自治体の首長には、公的・民間サービスの提供時間調整の責任が課せられた。1980 年代後半以降、大体は中部・北部のいくつかの市町村や県が、そのための条例がある場合もない場合も、この方向での前進を見せている。

^(注7) この法律の詳細な検証や批判、他の法規との関連については、D. Gottardi 2001 と L. Calafa' 2001 を参照。

般的には政策のモニタリングの難しさが原因ですが、このようなテーマに対する政治の関心の低さも示しています。ローカルなデータ（学士論文研究、調査実施前の試験的サンプリング調査等）によると、このような制度を利用している父親は限られており、休暇期間は概して短いです。さらに、この休暇制度を利用する人が公共部門に多いことは驚くべきことではありません。と言うのは、公共部門では、民間企業のように業績不調によるリストラ候補者リストに入れられる危険にさらされず、昇進レースからはじき出されるリスクもあまり高くないからです。とりわけ、公共部門においては、育児休暇のヶ月目はほぼ全額有給ですので、なおさらそうです。従って、父親が育児休暇を取れば、給料の減額は一切ありません。休暇が有給かどうかは、実際、母親だけでなく、夫婦や夫婦間の取り決めにとっても重大であると思われます。通常、夫の給料は妻の給料より高いので、男女平等の理念を追い求め、男性も育児参加をとる期待に添うために、給料の70%を放棄することは不可能な選択に見えます。

2000年の法律第53号の適用範囲は、ほぼ被雇用労働のみです。1971年の法律第1024号や本法律、それに続く出産休暇及び育児休暇の統一法典も、自営業者や専門職の女性に関する規定を新たに盛り込んでいるものの、そして従来とは異なり、現行法では自営業などの女性と婚姻関係にある被雇用者男性も育児休暇が取得できるとしても、仕事と家庭の両立や勤務時間のフレックス化の問題は、自営業者やフリーの専門職の場合は異なった様相を呈しています。同様に、生殖年齢層の若年男女の存在が大きい、スタンダードではない様々な雇用契約労働者についても、このようなことが見受けられます。事実、このような雇用形態の下では、出産や仕事と家庭の両立を支援する措置がとられていないか（例えば付加価値の納税者登録番号を取得している人の場合など）、あるいは限定的にせよ支援措置はあるが、それを利用するのが困難な状況にいるかです。例えば、特定の期限付き雇用契約（contratto coordinato e continuativo）で働く若い女性労働者は、出産手当があまりに低いため、実際に権利として保証される育児休暇（実際、義務づけられていないのですが）さえ取ることが困難な状況です。また、経済的な理由だけでなく、自分の仕事のポストを維持するためにも、それ以上長い期間、労働市場から離れることは難しいことです。臨時雇いや有期雇用契約の女性の場合も同様です。2000年の法律第53号の下で保護されているものの、産休から戻った場合、仕事を見付けることは非常に難しいのです。同時に、休暇の共有をパートナーと話し合える可能性も低いのです。それは、まず彼女には休暇の権利がないばかりか、パートナーも同じ状態にあるか、もし無期契約の被雇用労働者であれば、安定した収入を家庭にもたらす唯一の人だからです（多くの場合、女性より高収入）。労働市場のフレキシビリティの議論をする際に、家庭と仕事の両立への影響や家庭と仕事を両立しないとイケない立場におかれた人々、特に女性にさらに不利に働く恐れのあるこれらの対策について、政府や立法者はおろか、その権利を守るべき立場にある労働組合も、私が思うには、そこに十分に焦点を当ててこなかったのは明白です。その上、あらゆるレベルのあらゆる政策で性差別を取り上げようとの趨勢にもかかわらず、これらの問題に対する欧州委員会の関心もとても薄いと結論せざるを得ないのです。

4.2 パートタイム労働者への支援：両立の問題は女性だけのもの？

企業にとっても労働者にとっても有利な規制によってパートタイム労働の供給を促進することも、労働力供給（とりわけ女性の）増加だけではなく、家庭と仕事の両立も狙ったイニシアチブのひとつとして捉えることが出来るでしょう。パートタイムについての最初の規定は、1984年のものです。その後、1997年の法律第196号によって、減税による企業に対する奨励策が導入され、パートタイム労働の需要拡大は、特別財源投入によって労働政策の明白な目標となりました。特に2000年の予算法20条では、雇用者負担の分担金の大幅な免除が実施され、新規のパートタイム労働者のポストの純創出とフルタイム労働からパートタイム労働への転換のために、3年間にわたる予算配分が行われました。この税制上の措置は「長時間」（通常の時間の約4分の3）パートタイム労働者にとってはより重要なものです。と言うのは、この「4分の3」方式とは、女性労働者の所得の必要性と家事の必要性をより上手く両立させるやり方のように見えるのです。2000年の暫定措置令第61号は、1984年の法律に代わるもので、パートタイム労働についてのEU指令（97/81CE）をイタリアにおいて実施するものです。この暫定措置令は、パートタイム労働者をもっと保護する観点から、これらのすべての措置を体系化したもので、この目標はさらに2001年の法律第100号によって採択・強化されました。要するに、このパートタイム労働についての新しい法規の主要点は、パートタイム労働の異なる形態や可逆的な選択（そして新しいフルタイムのポジションが空いた場合にはパートタイム労働者に優先権を与える）を可能にすること、労働の報酬及び休暇についてのフルタイム労働者と平等の待遇です。

2000年12月の労働省の雇用政策と労働に関するモニタリング調査報告では、1995年から2000年の間に本人希望ではないパートタイムは、本人希望通りのパートタイムの2%より低い、0.6%の増加で、それは、とりわけ中部・北部の女性の間に見られました。このことは、パートタイム労働の供給が不足しており、それは需要が増えたために表に数字として出てきたことを示しています。この潜在的な供給には、ISTATの最近の調査によれば、「グレーゾーン」にいる女性たちの少なくとも一部を含んでいると思われれます。つまり積極的に職探しをしていない人たち、ですから失業者として数えられていないのですが、「一定の条件」であれば仕事をしていても良いという人たちです。このゾーンはまさに子持ちの女性の間で拡大していて、子供の数が増えるとともに増加するのです。最新の労働力のデータを見ますと、パートタイム労働をしているのは、カップルでない女性労働者の8.9%、子供のいない既婚者の14%、二人以上の子供のいる女性の23%（特に小さい年齢の子供をもっている場合）です。そしてパートタイム労働に従事しているのは、13歳までの子供のいる母親の24.5%です。

しかしながら、パートタイム労働増加における強い女性化は、最近の労働力データでも裏付けされているように、問題がないわけではありません。実際、政策立案者だけでなく雇用主そして労働者自身からも、家庭と仕事の両立の問題は依然として、専ら女性の問題とされていることが示されています。パートタイム労働は原則的には女性だけのものにな

いとしても、パートタイムのポストを占めているのは圧倒的に女性であり、この5年間の増加はすべて女性によるものです。従って、性（女性であること）や家族状況（既婚者であること、母親であること）が、フルタイム労働者に比べると、パートタイムの女性労働者が将来の仕事につくチャンスを減らしていることに驚いてはいられません^(注8)。パートタイム自身がこのようなチャンスを減らすのではなく、仕事と家庭の責任を両立させるといふ具体的な理由がそのチャンスを減らしているのです。そしてパートタイムがいくつかの限定的な条件でのみ、とりわけ週毎あるいは月毎だっりの不都合な当番義務に縛られていない場合に、「協調的な」解決法として形成されていることに注目する必要があります。

5. 結論的な見解

イタリアにおいては、高まる関心やいくつかの重要な法改正にもかかわらず、機会均等、男女平等、家事労働と報酬のある仕事との両立と言った問題は、それぞれ別のものでありながら関連があるのですが、イタリアの政策立案者のアジェンダの優先順位からはまだまだ程遠いものであると言えます^(注9)。良くて付加的な規模のものであり、政策の中核を形成していないのです。こうしたテーマについては、女性に関しても、そして恐らく男性に関してはなお多く、未だ多くの両面性が存在しています。男性も家族を扶養するだけではなく、家族の面倒をみる責任を担った労働者であると見なすことには、事実、依然として大きな困難があります。こうした両面性の一部は文化的なものであり、労働の男女間の分け方や世代間の助け合いへの期待感に根ざしたモデルに発するものです。家族行動（例えば、不安定な結婚の増加や若者の長期にわたる親との同居など）や人口動態（出生率の低下や人口の高齢化）における進行形の変化は、往々にして伝統的な価値の強化という問題として（適切な社会・労働政策として発展させる必要があるとのコンテキストではなく）、取り組むべきだと見なされています。しかしながら、そうした両面性は、財政赤字の健全化の必要によってもたらされた抑制措置によって強まっています。こうした心配がなかった時期にも行なわれなかった投資は、まず第一にサービスにおいてですが、現在では非常に難しくなっています。そして、労働市場における女性の増加に伴うサービスの需要は問題であるとして捉えられ、家族の責任放棄、言い換えれば、両立のための需要であると言うより、女性の責任放棄として非難され得るのです。

また、さまざまな便宜の割り分けや全国的なレベル、中でも地方的レベルでの支出に対

^(注8) Ministero del lavoro e della previdenza sociale 2001、51p-54p。P.Villa 2001 ISTAT, 2002 も参照。

^(注9) Villaは、Piani di azione nazionali sull' occupazione dal 1998 の評価の中で、年々、目覚ましい進展があったと指摘している。しかしながら、2001年計画の中では、男女平等と機会均等の優先度は依然として低いままであると結論している。改善の必要性と全体的な優先度の低さの二つは、その後の計画にとっても事実となっている。

する利益分配の水準を決めるために家族の資力を試す、そうしたやり方には益々大きな役割が与えられていますが、これは、女性の労働市場参加率を上げると言う目標とは矛盾するかも知れません（Addis 2000 参照）。適切なデータ作成と統計に支えられた、明確で継続的な関心の欠如は、これらの措置や類似の措置のもたらす性についてのインパクトのために、公正とヴァーティカルな再分配と言う目標と性の公正と言う目標の間でのより良い均衡をもたらそうとの修正の組み立ての妨げになり得るのです^(注10)。

このような見通しの中で重要な基準となっている状況は、2002年の法律第328号「サービスと社会的介入の統合システム法」が示しております。同法は、この分野で全国的に設けなくてはならない介入措置の共通基準を定めています。また、中央政府、州政府、地方自治体、非営利の公的機関などのさまざまな責任のレベルと型についても同様に定めています。その法律の目的の中には、家族の責任を認めて支援することがあります。そして、そうした責任の中には、機会均等への支援も男女間の責任の共有も明記されています。残念ながら、この法律はいくつかの点では余りにも寄せ集め的となっているのですが、そこで謳われている達成目標や規定がすべて履行されている訳ではありません。それどころか、政権の移行に加えて、憲法の第5章の改正のためもあって、実行のプロセスは非常に遅くなっています。現政権は、繰り返し出している声明だけでなく、2003年2月発行の厚生白書からも推定されるように、家族と言うものに、個としての家族にも家族連合体にも、サービスと社会に参加する方法を提供するにあたっての大きな役割を明確な形で割り当てています。このように強調することは、現在のサービスへの投資よりはるかに確固たる投資がなされないのであれば、両立の必要性とはあまり合致していないように思われます。

^(注10) このリストに、Bosiと Onofriによれば、イタリアの現状を特色付けている「解決されないジレンマ」を加えたい。彼らのリストに含まれるのは、a) 現物での移動と金銭での移動の選択、b) 普遍主義と選択主義の選択、c) 税金と社会保障費用の分担金の選択 d) 税控除と所得援助の形での直接的な移動の選択。P. Bossi e P. Onofri 2001 “Consenso sociale e compatibilita’ macroeconomiche nelle politiche per le famiglie”, in *Lavoro e diritto*, XV, 1, inverno 2001, pp. 21-36 参照。

